

# 佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

(平成19年2月1日規則第3号)

改正 平成28年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第5条第1項に規定する開示請求書は、様式第1号によるものとする。

(開示決定通知書等)

第3条 条例第10条第1項の規定による通知の書面は、開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をしたときは開示決定通知書（様式第2号）、その一部を開示する旨の決定をしたときは一部開示決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による開示請求に係る公文書の全部を開示しない旨の通知の書面は、非開示決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(開示決定等の期間の延長通知書)

第4条 条例第11条第2項後段又は同条第3項後段の規定による開示決定等をする期間の延長等の通知の書面は、同条第2項の規定によるときは開示決定等期間延長通知書（様式第5号）、同条第3項の規定によるときは開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第5条 条例第12条第1項及び第2項本文に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、開示請求年月日及び当該第三者に係る情報の内容とする。

2 条例第12条第1項の規定による第三者に対する通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第12条第2項本文に規定する第三者に対する通知の書面は、意見照会書（様式第8号）によるものとする。

4 条例第12条第3項後段に規定する反対意見書を提出した第三者に対する通知の

書面は、開示決定に係る通知書（様式第9号）によるものとする。

（費用負担の減免）

第6条 条例第15条第2項の規定により開示の実施に係る費用負担の減額又は免除を受けようとする者は、条例第5条第1項の規定による請求を行う際に、併せて開示実施費用減免申請書（様式第10号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請が、当該申請をする者が生活保護法（昭和25年法律144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることによるものであるときは、前項の申請書に当該扶助を受けていることを証明する書類を添付しなければならない。

（審査会に諮問した旨の通知）

第7条 条例第17条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第11号）により行うものとする。

（公文書の管理に関する定め）

第8条 条例第25条第2項の公文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 当該実施機関の事務事業の性質、内容等に応じた系統的な行政文書の分類の基準を定めるものであること。
- (2) 公文書を専用の場所において適切に保存することとするものであること。
- (3) 当該実施機関の事務事業の性質、内容等に応じた公文書の保存期間を定めるものであること。
- (4) 公文書を作成し、又は取得したときは、前号の公文書の保存期間の基準に従い、当該公文書について保存期間の満了する日を設定するとともに、当該公文書を当該保存期間の満了する日までの間保存することとするものであること。
- (5) 次に掲げる公文書については、前号の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することとするものであること。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとするものであること。

ア 現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

イ 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるも

の 当該訴訟が終結するまでの間

ウ 現に係属している審査請求における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年間

エ 開示請求があったもの 条例第10条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

(6) 保存期間が満了した公文書について、職務遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することとするものであること。  
この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とするものであること。

(7) 保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。次号及び第9号において同じ。）が満了した公文書のうち、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存することが適当と認められるものについては、適切に保存することができる施設に移管することとするものであること。

(8) 保存期間が満了した公文書については、前号の規定により移管することとするものを除き、廃棄することとするものであること。

(9) 公文書ファイル及び公文書（単独で管理することが適当なもので、保存期間が1年以上のものに限る。）の管理を適切に行うため、その名称その他必要な事項（非開示情報に該当するものを除く。）を記載した帳簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって作成することとするものであること。

(10) 法令の規定により、公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該法令の定めるところによるものであること。

2 実施機関は、公文書の管理に関する定めを記録した書面及び前項第9号の帳簿を一般の閲覧に供するものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

実施機関 様

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、  
その名称、事務所又は事業所の  
所在地及び代表者の氏名）

連絡先(電話番号)

開 示 請 求 書

佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第4条の規定に基づき、次のとおり開示請求します。

1 開示請求に係る公文書の名称又は内容	（開示請求に係る公文書を特定することができるように、公文書の名称又はあなたが知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。）	
2 開示の実施の方法（希望する開示方法を○で囲んでください。）	(1) 閲覧（フィルム及び電磁的記録の場合は、用紙に出力したもの） (2) 写しの交付（フィルム及び電磁的記録の場合は、用紙に出力したもの）	
備 考 （記入しないでください。）	受付年月日	年 月 日
	実施機関	
	担当課等名	

第 号  
年 月 日

様

実施機関

開 示 決 定 通 知 書

年 月 日付けの開示請求について、佐賀県後期高齢者医療広域連合  
情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示するこ  
とを決定したので通知します。

1 公文書の名称			
2 開示実施費用の額			
3 公文書の開示をする日 時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
4 開示の方法			
5 担当課等名	課 係名		
	電話番号	内線	番
備 考			

備考

- 1 開示を実施する日時に都合が悪い場合は、あらかじめ担当課へ御連絡ください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様

## 実施機関

## 一部開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の名称			
2 開示実施費用の額			
3 公文書の開示をする日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
4 開示の方法			
5 開示しない部分並びに非公開とする根拠規定及び当該規定を適用する理由	[開示しない部分]		
	[根拠規定]	[その理由]	
6 担当課等名	課 係名		
	電話番号	内線 番	
備考			

## 備考

- 1 開示を実施する日時に都合の悪い場合は、あらかじめ担当課へ御連絡ください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

## 不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して審査請求をすることができます。（なお、原則として、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）

また、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、佐賀県後期高齢者医療広域連合実施機関）として処分の取消の訴えを提起することもできます。（なお、原則として、当該処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができません。）

様

実施機関

非開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の名称	
2 非開示とする根拠規定及び当該規定を適用する理由	[根拠規定]
	[その理由]
3 担当課等名	課 係名 電話番号 内線 番
備 考	

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して審査請求をすることができます。（なお、原則として、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）

また、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、佐賀県後期高齢者医療広域連合実施機関）として処分の取消の訴えを提起することもできます。（なお、原則として、当該処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができません。）

様式第5号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、佐賀県後期高齢者医療広域連合  
情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長し  
たので通知します。

1 公文書の名称	
2 延長前の決定期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課等名	課 係名 電話番号 内線 番
備 考	



様

実施機関

開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、佐賀県後期高齢者医療広域連合  
情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長し  
たので通知します。

1 公文書の名称	
2 延長前の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
3 開示請求に係る公文書のうち の相当の部分につき開示決定等 をする期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等 をする部分	
5 残りの公文書について開示 決定等をする期限	年 月 日
6 情報公開条例第11条第3項を 適用する理由	
7 担当課等名	課 係名 電話番号 内線 番
備 考	

様式第7号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

実施機関

意見照会書(佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開

条例第12条第1項関係)

佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき、次のとおり

に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」により、年 月 日までに回答してください。

1 開示請求に係る公文書の名称及び作成年月日	名 称	
	年 月 日	
2 開 示 請 求 年 月 日	年 月 日	
3 に関する情報の内容		
4 担当課等名及び意見書提出先	課 係名	
	電話番号	内線 番
備 考		

別紙

年 月 日

実施機関 様

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称、事務所又は事業所の  
所在地及び代表者の氏名〕

連絡先(電話番号)

開示決定等に係る意見書

年 月 日付け 号で照会のあつた件については、次の  
とおり回答します。

1 公文書の名称		
2 開示決定に対する反対意思の有無	有	無
3 開示決定に反対する理由		
備 考 (記入しないでください。)	受付年月日	年 月 日
	担当課等	

様式第8号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

意見照会書(佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条  
例第12条第2項関係)

佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき、次のとおり

に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示  
決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してくださ  
い。

1 開示請求に係る公文書 の名称及び作成年月日	名 称	
	年 月 日	
2 開 示 請 求 年 月 日	年 月 日	
3 情報公開条例第12条第 2項第1号又は第2号の 規定の適用区分及び適用 する理由	・適用区分 ・適用理由	
4 に関する情 報の内容		
5 担当課等名及び意見書 提出先	電話番号	課 係名 内線 番
備 考		

(別紙 略)

第 号

年 月 日

様

実施機関

開示決定に係る通知書（対第三者）

年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の開示請求について、佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり公文書を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の名称	
2 に関する情報の内容	
3 開示決定をした理由	
4 開示をする日	年 月 日
5 担当課等名	課 係名 電話番号 内線 番
備考	

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して審査請求をすることができます。（なお、原則として、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）

また、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、佐賀県後期高齢者医療広域連合実施機関）として処分の取消の訴えを提起することもできます。（なお、原則として、当該処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができません。）

様式第10号（第6条関係）

年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合長 様

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称、事務所又は事業所の  
所在地及び代表者の氏名〕

連絡先(電話番号)

開示実施費用減免申請書

佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第15条第2項の規定により、次のとおり開示実施費用の減額・免除について申請します。

1 公文書の名称	
2 減免を求める額	
3 減免を求める理由	
備 考 (記入しないでください。)	受付年月日 年 月 日
	担当課等

様式第11号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

審査会諮問通知書

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第16条の規定により、次のとおり佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 審査請求の理由	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当課等名	課 係名 電話番号 内線 番
備考	